

# 民生福祉常任委員会記録

令和7年12月3日

【開催日】 令和7年12月3日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時

【出席委員】

委員長	奥良秀	副委員長	藤谷圭子
委員	大井淳一郎	委員	濱本健吾
委員	前田浩司	委員	山田伸幸
委員	脇本直美		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	福祉部長	尾山貴子
福祉部次長兼高齢福祉課長	田尾忠久	高齢福祉課技監兼包括支援センター所長	荒川智美
高齢福祉課課長補佐	竹内広明	高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	藤永一徳
高齢福祉課主査兼介護保険係長	別府奈緒美		
保険年金課長	西崎大	保険年金課課長補佐	田中洋子
保険年金課国保係長	村田直美	保険年金課年金高齢医療係長	水野雅弘
保険年金課保健事業係長	戸川千花		
福祉部次長兼子育て支援課長	石田恵子	子育て支援課課長補佐	野原崇史
子育て支援課子育て支援係長	藤田浩子		

【事務局出席者】

事務局長	石田隆	庶務調査係長	山田寿実子
------	-----	--------	-------

【審査内容】

- 1 議案第90号 令和7年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
- 2 議案第92号 令和7年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について

- 3 議案第91号 令和7年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 4 議案第99号 山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第100号 山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 6 所管事務調査 現地視察について
- 7 閉会中の継続調査事項について

---

午前9時 開会

---

奥良秀委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。本日の審査内容はお手元にあるように進めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。審査内容1、議案第90号令和7年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、執行部より説明を求めたいと思います。

西崎保険年金課長 それでは、議案第90号令和7年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について御説明します。今回の補正は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の調整、令和6年度決算の歳計剰余金の基金への積立て等によるものです。補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ1億6,743万円を追加し、予算総額を70億6,254万1,000円とするものです。続きまして、補正予算書の7、8ページをお開きください。歳出から御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を380万4,000円増額し、補正後の額を1億3,716万7,000円とするものです。これは、人件費の調整として、1節報酬196万2,000円の減、2節給料444万円の増、3節職員手当等128万9,000円の増、4節共済費17万8,000円の増、8節旅費14万2,000円の減、

18節負担金、補助及び交付金1,000円の増としております。次に、下段の5款1項1目基金積立金を1億6,362万6,000円増額し、補正後の額を1億6,484万5,000円とするものです。これは、令和6年度決算の歳計剰余金相当額及び預金利息の増収分を国民健康保険基金に積み立てるものです。この結果、令和7年度末の予算上の国民健康保険基金の残高は、6億6,610万3,870円となります。続いて歳入について御説明します。5、6ページをお願いします。5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金65万7,000円の増額は、国民健康保険基金の預金利率の上昇に伴う利息の増額によるものです。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金380万4,000円の増額は、歳出で説明しました人件費の調整分の同額を、職員給与費等繰入金として繰り入れるものです。7款1項1目繰越金は、令和6年度決算認定を受けて、前年度繰越金として、1億6,296万9,000円を増額するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくをお願いします。

奥良秀委員長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。歳出の7ページ、8ページから質疑を求めたいと思います。

大井淳一郎委員 8ページ、人件費の調整と言われましたが、増額の要因をお答えください。

西崎保険年金課長 このたびの人件費の調整は人事院勧告によるもので、給与表の改定がありまして、平均3.3%の給与が改定されております。また、期末勤勉手当0.05月分の増額が行われております。人事異動に伴うものは、当初予算を組んだときと、4月以降の人事異動で増減があったものについての今回の人件費の調整とさせていただきます。

大井淳一郎委員 8ページの報酬と給料で2人となっているんですが、これが人

事異動分ということによろしいでしょうか。

西崎保険年金課長 先ほど申された報酬と給料、会計年度任用職員報酬関係も人事異動に伴うものでございます。ちなみに言いますと、1節の報酬の会計年度任用報酬については、パートの会計年度任用職員でございます。当初3人でしたが、人事異動の関係で2人としております。一方の2節給料のほうの給料（会計年度任用職員）は、フル勤務の会計年度任用職員でございまして、当初ゼロ人で予算計上しておりましたが、人事異動の関係で2人として、今回補正させていただいております。

前田浩司委員 今の給料のところ、当初ゼロ人が2人という話だったんですけども、この2人に増員した理由は何かあるんですか。

西崎保険年金課長 これは人件費の関係ですので、人事課関係のことなんですけども、当課の実情から言いますと、給料のフルタイムの会計年度任用職員は、育休代替職員として1人配置しております。もう1人は、もともとパートタイムの会計年度任用職員だったものをフルタイムの会計年度任用職員に勤務形態を変えましたので、その関係でもともとゼロ人が2人となっております。

山田伸幸委員 今の説明からすると、もともとの人事配置からすると、総仕事量が増えているということなんでしょうか。

西崎保険年金課長 具体的なことを言いますと、フルタイムの会計年度任用職員の1人は、部内の事務応援の役割も今回追加をして、フルタイムの勤務体系になりました。事務応援といいますのは、部の中で、例えば突発的に封入作業が要るとか、窓口の対応が増える時期とかに対して、当課に配置している事務応援のフルタイムの会計年度任用職員がその仕事の調整などをして、その突発的な仕事のある部署に応援に行くという体制のために1人をフルタイムにして、勤務体系を整えたということに

なっております。

奥良秀委員長 歳出のほうで、7ページ、8ページから質疑を求めています。  
よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では歳入の5ページ、6ページで。

山田伸幸委員 国民健康保険基金運用収入で利率が上昇して、65万7,000円という普通のところであまり考えられないような利率配当になっているんですけど、具体的にはどれぐらいの利率上昇があったんでしょうか。

村田保険年金課国保係長 基金の利息ですけれども、基金が普通預金と定期預金とありまして、普通預金については、当初予算のときには0.15%の利率で見込んでおりました。その後3月に利率が上昇して0.2%になりましたので、その分の利息増額が上がっています。定期預金は、もともと1億円を預け入れていたものを、利率が0.2%で見込んでおったんですけれども、3月に基金運用のために普通預金から1億円をさらに定期預金のほうに別に預け入れました。そのときの利率が0.55%になります。そのため、基金を積立てするに当たって、今回、補正をさせていただいております。

奥良秀委員長 もう一度聞いてもいいですか。普通預金が0.15%から0.2%に上がったのは、分かったんですけど、最後に言われた1億円のところで0.55%というところが、どのように変わった、ここに反映されているのか質疑させていただきます。

村田保険年金課国保係長 もともとあった1億円というのが、利率が0.55%で1年間預け入れていました。そのあとさらに1億円を別に定期預金で組んでいるんですけども、これを組んだのが3月で、そのときの利率が年0.55%ということで計算しております。

奥良秀委員長 であれば、もう数字は持たれていると思うんですけど、普通預金の金利の上がった金額と定期預金の金利で、利息が出てきた金額を分けて御説明できますか。

村田保険年金課国保係長 まず普通預金のほうですけれども、先ほど申しましたように利息が0.2%ということで、1回目の利息が8月に入金されています。こちらはもちろん0.2%で計算させていただいてまして、1回目の利息分が54万2,633円になります。2回目の利息が2月に入金予定になっているんですが、こちらについて、利息の0.2%の2回目なので半分ということで、半掛けしてございまして、さらに金利の上昇分を調整させていただいているので、2回目の利息の見込みを上乗せして、普通預金の決算見込額を112万6,000円としております。

奥良秀委員長 分かりました。その他、この議案書の中で質疑はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり) なしということで、質疑を終了いたします。  
討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第90号令和7年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続きまして、2番、議案第92号令和7年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

西崎保険年金課長 議案第92号令和7年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について御説明します。今回の補正は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の調整、令和6年度決算の歳計剰余金及

び決算を見込んでの調整によるものです。補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ1,001万5,000円を減額し、予算総額を13億7,534万7,000円とするものです。続きまして、補正予算書の7、8ページをお開きください。歳出から御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を41万6,000円増額し、補正後の額を2,618万3,000円とするものです。これは、人件費の調整として、2節給料9万8,000円の減、3節職員手当等34万7,000円の増、4節共済費16万7,000円の増としております。次に、下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を1,043万1,000円減額し、補正後の額を13億4,232万5,000円とするものです。これは、広域連合に納付する負担金の確定等によるもので、18節負担金、補助及び交付金のうち、保険基盤安定負担金1,196万6,000円の減額は、保険基盤安定制度として、令和7年度の保険料軽減分に係る市の負担額が確定したことによるものです。次の後期高齢者医療保険料納付金153万5,000円の増額は、前年度中に歳入した保険料について、繰越金として本年度に繰り越された額を広域連合に納付するものです。続いて、歳入について御説明します。5、6ページをお願いします。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費等繰入金41万6,000円の増額は、歳出で説明しました人件費の調整分の同額を、職員給与費等繰入金として繰り入れるものです。2目保険基盤安定繰入金1,196万6,000円の減額は、歳出で説明しました後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金の減額に対応して繰入金を同額減額するものです。5款1項1目繰越金は、令和6年度決算認定を受けて、153万5,000円増額するものです。繰越金については、歳出で説明しました後期高齢者医療保険料納付金として、広域連合に同額を納付することになります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。歳入から質疑を求めたいと思いますので、7ページ、8ページか

ら質疑をお願いいたします。

山田伸幸委員 2節給料の9万8,000円減額は、どういった理由なんでしょうか。

西崎保険年金課長 これも人事異動によるものでございます。当初、ある一定の年齢の職員が配置するものとして予算化していたものが、人事異動で配置された職員の給料によって増減がありますので、その関係で減額となっております。

奥良秀委員長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしですね。それでは歳入のほうに移ります。5ページ、6ページから質疑を求めたいと思います。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということですね。その他、この議案書の中で質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、質疑を終了いたします。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第92号令和7年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について賛成の方の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは職員入替えのため休憩に入ります。9時30分から再開いたします。

---

午前9時20分 休憩

---

---

午前9時30分 再開

---

奥良秀委員長 それでは、休憩を解きまして委員会を再開いたします。続きま

して議案第91号令和7年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、執行部より説明を求めたいと思います。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 それでは、議案第91号介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明します。11、12ページをお開きください。まず、歳出について御説明します。1款1項1目一般管理費の増額は、令和7年度人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整並びに介護報酬改定に伴うシステム改修によるものです。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の減額、13、14ページの3款3項1目任意事業費の増額及び2目包括的支援事業費の減額は、全て令和7年度人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。15、16ページをお開きください。中段、4款1項1目基金積立金1億2,701万円の増額は、令和6年度における給付費等の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものです。これにより、補正後の予算ベースでの介護給付費準備基金の残高は6億3,054万4,848円となる見込みです。5款1項3目償還金981万3,000円の増額は、令和6年度における給付費等の精算に伴い、国、県からの超過交付金を返還するための償還金です。この内訳としましては、地域支援事業費に係る国庫負担金が308万9,675円、県負担金が672万2,510円となっております。続きまして、歳入を御説明します。7、8ページをお開きください。3款1項1目介護給付費国庫負担金4,425万4,000円の増額及び5款1項1目介護給付費県負担金154万1,000円の増額は、令和6年度における給付費等の精算に伴い、国と県からそれぞれ追加交付を受けるものです。3款2項1目調整交付金3万1,000円の減額、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）12万4,000円の減額、3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）76万6,000円の減額、4款1項2目地域支援事業費交付金16万8,000円の減額、5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）7万8,000円の減額、2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）38万3,000円の減額については、先ほ

ど歳出で御説明いたしました。地域支援事業における人件費が補助事業の対象となることからそれぞれの財源調整を行うものです。7款1項2目地域支援事業費繰入金46万1,000円の減額及び3目その他一般会計繰入金の事務費等繰入金1,043万1,000円の減額と職員給与費等繰入金1,114万2,000円の増額、9、10ページの7款2項1目介護給付費準備基金繰入金60万5,000円の減額は、地域支援事業費の補正に伴う財源調整によるものです。8款1項1目繰越金1億287万7,000円の増額は、9月定例会で決算認定をいただきました令和6年度の繰越金となります。結果、歳入歳出とも1億4,676万7,000円の増額となり、予算総額は70億5,090万8,000円となりました。以上が、このたびの補正予算の内容となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部から質疑が終わりましたので、委員会の質疑を求めたいと思います。歳出のほうから入りますので、11ページ、12ページをお開きください。こちらのほうから質疑を求めます。

大井淳一郎委員 12ページの委託料システム改修委託料ですが、この中身を教えてください。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 システム改修委託料の中身なんですけれども、令和7年度の税制改正で個人住民税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。介護保険の保険料は、住民税の課税状況や合計所得金額で段階を決めております。控除が増えると住民税が下がって、保険料段階が下がる人が出てきます。その結果、保険者である市町村が3年の計画の想定より保険料収入が不足する恐れがあるため、令和8年度の第1号被保険者の保険料に限り、今回の控除の引上げの影響がないように、従前の控除額55万円を前提に、保険料を算定する仕組みとするものになります。

奥良秀委員長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、13ページ、14ページ移ります。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで、15ページ、16ページから質疑を求めたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、それでは歳入に移ります。

山田伸幸委員 大変詳しく説明がありましたが、7ページ、8ページ、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金4,400万円とかなり大きいんですけど、増額になった理由は、どういったことがあるんでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 介護給付費国庫負担金は、国が示した見込額で給付を受けるものになります。前年度の実績等をベースに国が負担金の額を一旦算定しますが、当該年度の給付費が増減することによって、負担金の額は変わることになります。令和6年度負担金が増加した要因は給付費が伸びていることも要因の一つにはなるかと思います。介護給付費国庫負担金は、年度ごとに追加交付や償還になるケースがあるため、今回追加交付になった理由までは分析できておりません。

奥良秀委員長 理由が分からないという答弁でよろしいんですか。いろいろとルールを言われたんですが、最終的には何が結論なのかもう一度お願いします。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 給付費が伸びたということは要因の一つになると思います。それ以上の細かい部分の要因は分析できておりません。

山田伸幸委員 この分については、市のほうがこれだけ給付にかかりましたよという報告をして、それに対して国が出すというのではなくて、先ほど言われた前々年、前年の実績を基にした国が算定した介護給付費と今年度と比較して、足りないだろうということで国のほうがその分を見越し

て寄附してくれたということでもいいのでしょうか。

藤永高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 給付費介護給付費交付金については、一旦国が見込んだ額で交付を受けるものになります。最終的には決算を基に、国が負担すべき負担割合で実績報告をして、その過不足分を翌年度に精算をするというものになります。

奥良秀委員長 よろしいですかね。7ページ、8ページ、9ページ、10ページから質疑を求めております。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしですね。その他のページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第91号令和7年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。引き続き、議案第99号山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より説明を求めたいと思います。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 それでは、議案第99号山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。地域包括支援センターは、介護保険法に規定された施設であり、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、市が設置することができるとされています。本市においては現在、市直営で1か所設置しております。この地域包括支援センターの人員配置については、介護保険法施行規則において、地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険

者の数により、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の置くべき人数が規定されています。本市もこれに従い、条例を制定しているところです。今回の改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援などの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う改正です。資料を御覧ください。今回の改正の趣旨としては、介護保険法施行規則及び地域包括支援センターの人員基準を一部改正する省令の施行により、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置が認められたことに伴い、本市においても人員等に関する条例の改正を行うものです。条例の改正内容は、資料に記載しておりますが、主な内容として（2）センターにおける職員配置の柔軟化、があります。具体的には二つあり、これまで地域包括支援センターの人員は、常勤の職員とされていたところを、常勤換算方法によることができる、というもの。そしてもう一つについては、これまで、一つの市に複数の地域包括支援センターがある場合は、それぞれの地域包括支援センターごとに、その担当区域の高齢者数により、3職種の配置人数が定められていたところを、複数区域の高齢者数を合算して3職種を配置することを可能とする、というものです。これについては資料裏面に、図がありますので御確認ください。左の図が現行の配置基準、右の図が柔軟な配置基準とした場合となります。このほか、今回改正する内容として、第1条の項ズレの修正と、委任事項の追加として第6条の追加を合わせて行っています。施行日は令和8年4月1日としています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

奥良秀委員長 執行部から説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思います。資料もありますので、資料のほうから質疑がある場合は、資料の場所を示して質疑をお願いしたいと思います。

大井淳一朗委員 この条例の制定に改正によって、今、説明がありましたが、本市においては、どのような柔軟化が図られるのでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 本市の地域包括支援センターは、現在直営1か所の設置であって、現在人員基準を満たしていて基準運営も運用も適正に行われているところでございます。今回の改正は、今後人員の確保が難しくなった場合のできる規定となっております。現在のところは、本市では適切に運用ができているというところです。

大井淳一郎委員 それと確認ですが、今後に備えての改正であってこの条例が施行された後も今の運用を続けていくということによろしいですか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 原則はそのようになると考えております。

大井淳一郎委員 地域包括支援センターという名前ですけど、1か所となると、かなりの対象者がおられるんじゃないかなと思います。今、全体でどれぐらいの方をこの地域包括支援センターで担当しておられるんでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 地域包括支援センターが対象とする方が、65歳以上の方、第1号被保険者の方ということになります。本市においては、約2万1,000人弱いらっしゃいますので、その方々が担当対象となると考えております。

大井淳一郎委員 先ほど職員配置の柔軟化ということをおっしゃいましたが、説明資料によりますと、令和8年度からのセンター業務の一部外部委託ということが書かれておりますが、この中身について説明してください。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 令和8年4月から現在直営1か所の地域包括支援センター設置を一部委託しまして、市内を二つの圏域、南部と北部に分けて、1か所ずつで地域包括支援センターを設置、

プラス二つの地域包括支援センターを統括、後方支援する形で、基幹型の地域包括支援センターを設置するということになっております。北部に関して、民間の法人に委託をする予定となっております。

奥良秀委員長 資料の中身の主な改正内容の中に、常勤換算方法という記述があるんですけども、具体的にどういう方法なのか教えていただけますか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 常勤換算方法の内容でございますけれども、非常勤の職員の勤務延べ時間について、常勤の職員が勤務すべき時間で除することで、職員の委員数を常勤の職員数に換算する方法で、具体的には、勤務時間が異なる人をフルタイムで働いた場合に換算して何人分かを計算することで、常勤の人数を計算するという方法になっております。

前田浩司委員 今の答弁からいきますと、やはりこの非常勤の人数並びに時間を主にカウントしていくっていう考えになるんですか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 例えば、常勤の職員が週に40時間勤務した場合に、非常勤の職員の方が例えば2人おられて1人が10時間を1人が30時間みたいな場合は、2人で合わせて40時間ということなので、その2人で常勤職員1人分という換算になるというような考え方になるかと思えます。

山田伸幸委員 配置される3職種というのは、今の1か所の支援センターではこれは正規職員が当たっているんでしょうか、それとも会計年度任用職員なんですか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 現在は正規職員以外に任期付職員や、サブセンターの職員ももちろん人員の基準の中に入っております。

前田浩司委員 今、包括支援センター1か所、その中で保健師何人、逆に今何人いないといけないとかという人数を聞きたいです。例えば保健師、社会福祉士、最後に主任介護支援専門員、何人いて、いないといけないのか、その定員数を教えていただけますか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 本市の配置の基準といたしましては、3職種がそれぞれ4名ずつということになっております。現在の本市の地域包括支援センターの配置の職員ですけれども、保健師が4名、社会福祉士が6名、主任介護支援専門員が5名となっております。

山田伸幸委員 主任介護支援専門員というのは、ケアマネジャーのことなんですか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 簡潔に言うとケアマネジャーの上位資格ということになりまして、ケアマネジャーの実務経験プラス必要な研修を受けて、資格を取得するものとなっております。

山田伸幸委員 資料の中に、主任介護支援専門員その他これに準ずる者、保健師においても準ずる者、社会福祉士でも準ずる者ってあるんですけど、これはどういった方を指すのでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼包括支援センター所長 これは国によって規定がございまして、例えばですけれども保健師に準ずる者であれば、地域看護に経験のある看護師というようなものがあったりとか、社会福祉士主任ケアマネについても、準ずる資格というのがそれぞれ規定をされているところなんです。

奥良秀委員長 よろしいですか。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。討論はありますか。（「な

し」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第99号山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

奥良秀委員長 全員賛成で、可決すべきものと決しました。それでは、休憩に入ります。再開を10時5分からといたします。

---

午前9時53分 休憩

---

---

午前10時5分 再開

---

奥良秀委員長 それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。続きまして、議案第100号山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部より説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 議案第100号山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。事前にお渡ししております資料に基づいて御説明いたします。資料を御覧ください。1の制定理由ですが、この条例は、子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に対応した給付制度として、「乳児等のための支給給付」が創設され、令和8年4月から開始される予定です。本給付の対象となる特定乳児等通園支援事業者が行う事業の運営に関する基準については、市町村が条例で定め、その運営基準を満たしていることの確認を行うこととされており、条例の内容につきましては、内閣府令の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」が示されたことから、令和8年4月からの本格実施に向け、「山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する

る基準を定める条例」を制定するものです。続いて、2の条例制定に当たっての市の考え方ですが、市が条例等で定める基準は、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を基に、地域の実情に応じて定めることとされております。資料の最後に参考として記載しておりますが、「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準で、法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものです。次に「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準で、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるものです。そのことを踏まえ、運営基準について、本市の実情を勘案したところ、国が定める基準と異なる特別な事情等がないことから、国の基準に準じて条例を制定することとしております。次に、3の主な基準についてですが、このたびの条例制定に当たり、どの事項（条・項）が、従うべき、また参酌すべき基準に当たるかも併せて記載しております。次に、4の根拠法令等についてですが、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項に基づく条例制定であり、5の施行日にありますように、この条例は令和8年4月1日からの適用となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。

大井淳一朗委員 本市ではこども誰でも通園制度について試行実施をされておりますが、この条例の制定は、前も後も基本的な運用は変わらないという理解でよろしいでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 山陽小野田市では令和7年10月から試行的実施という形で実施しております。令和8年度も基本的には同じ制度で整理させていただいておりますけれど、詳細につきましては随時国からお

てきておりますので、それに伴って対応していくと考えております。

大井淳一郎委員 今、3園ほど受けておりますが、条例制定することも含めて、今、詳細について、国からおりてきてるってことなんですが、その辺の連絡体制はできていますかね。

野原子育て支援課課長補佐 3園含めまして、令和8年度からの給付事業になりますので、11月の下旬、この制度に興味がある園に対して説明会を実施しております。その段階で国からおりてくる情報は、提供させていただいて、共有させていただいている状況でございます。

山田伸幸委員 今、施行されているところで、実際に利用はどの程度あるんでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 10月1日から開始させていただきまして、こちらは、市が認定をさせていただき、それを実際利用するっていう形になりますので、認定者数は12名になります。実際の利用者延べ件数になりますけれど、10月、11月の2か月分で、21件という形となっております。

山田伸幸委員 先ほど説明会をされたということなんですけど、これには何事業所が参加されたんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 こども誰でも通園制度については、今年の4月に1回説明会を行いまして、この11月17日に2回目の説明会を行っております。市内の全保育園幼稚園、誰でも通園制度が実施できる園のほうに案内を行って、2回とも、大体22から23園ぐらいの参加がありました。

山田伸幸委員 そのうち、こども誰でも通園制度を受けてやっていこうという

事業者は増えるんでしょうか。

奥良秀委員長 山田委員、今は条例制定の議案の審査をしておりますので、今の質疑の、こども誰でも通園制度に関する参加者等々は、この条例の制定にはあまり関係がないと思うんですが、いかがでしょうか。

山田伸幸委員 この制度は、今まで子供を預けようと思っても預けられなかった人たちにとっては非常に救いになります。そういった上で、こういった受入れが身近にあるかないか、その辺で、やはり身近なところで、そういう受入れがされるような園がやはり地域全体にあるということが必要なんではないかなと思うので聞きました。ですから、これをみんながみんな受けるというふうには、人員配置等の関係でできないと思うんですけど、これを実際にやろうとする事業者が、どれぐらいあるのかっていうのは、当然必要なこととして今お聞きしたんですけど、それでも駄目なんでしょうか。

奥良秀委員長 それはあくまで、事業者の手挙げの状況を抱えてる状態で、今、質疑を求めているのは条例の制定について、この条例の中身がどうなのかっていうことの質疑を求めている状況になっておりますので、質疑が多少違うと思います。その他、質疑を求めます。

山田伸幸委員 では、基準の中では、利用定員を定めるというふうになっておりますが、利用定員というのは、何人辺りを考えておられるんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この利用定員につきましては、実施する園が園の状況を鑑みて決定するようになりますので、園の意向に沿うものになります。

山田伸幸委員 条例を実施するに当たり、やはり実際につくっただけでは駄目

です。この条例が施行されて、それが、どこであっても等しくそういうサービスが受けられるかが、非常に大事だと思います。その辺が、配慮された条例の内容だと思うんですけど、先ほど園によって人数が定められるということなんですけれど、この人数が本当に、市が考えているようなものになるのかどうなのかっていうのは、どうなんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このこども誰でも通園制度ですが、まずこの事業を行うに当たって、認可の申請を各園から市にさせていただきます。その内容を確認して、まず認可を行った事業者が事業を行えるということになっております。今、御説明したのは令和7年度、こども誰でも通園制度が制度化されて事業化をされておりますので、その事業を行う令和7年度については、その認可を受ければ、事業ができるということになっております。令和8年度からは、それが給付事業になりますので、その認可に加えて確認という作業が出てきます。この確認をするための基準を設けたのが、このたびの条例制定となっております。

藤谷圭子副委員長 第16条のところに評価がありますけれども、第16条の2で、外部の者による評価を受けてとあります。これは必要なことだと思うんですが、この外部のというのはどのようなものであればいいと考えておられますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 この外部につきましては各園の外部というところですので、各園に実施する事業者、例えば保育園であれば保育園の外部に委託するような第三者組織といいますか、それぞれ、各園設けていらっしゃると思います。そちらのほうで審査していただく、評価していただくというふうになっていると解釈していただいたらと思います。

藤谷圭子副委員長 それは私もそのように認識しておりますが、外部というのがどういった外部でもいいというところではなくて、多分園は既にそういった評価を、これに関係なく外部評価を受けられているのかなとは思

うんですけれども、市のほうが、今これを考えるときに、外部評価というのをどのようなことで考えられているのかという質問です。

藤田子育て支援課子育て支援係長 このこども誰でも通園制度に限らず、保育園の事業に当たっても、定められている規定になりますので、そこで必ずその外部機関はあると思います。例えば、その社会福祉法人であれば理事会だったり、評議員会で評価することもありますし、運営団体によって異なるとは思っております。

藤谷圭子副委員長 今回の件は承知しました。それと、この基準は国のほうが出している分なので、私も読みました。国なので、全然問題ないではないですけど、非常に必要なことが入ってるなどは思いました。今、市のほうから出されている分が、ほぼ国に沿ってということで、例えば、第18条の最後のところで、括弧書きで、市町村への通知とあって、この文書の中に市町村への通知というのが何か所かあるんですが、これは国が出すときの市町村になると思うんですが、山陽小野田市がこれをつくるときには、市への通知という文言になるんじゃないかと思ったんですが、その点はいかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このこども誰でも通園制度ですが、自治体間での契約を結べば広域利用ができるものになっております。ですので、市町村間の契約を結んで、例えば、山陽小野田市が宇部市と契約を結んで、宇部市のこども誰でも通園制度を利用できるということになったときに、そこは宇部市なので市同士ですが、例えば町とか村とかと契約を結んだときのために、ここは市町村という文言にさせていただいております。

山田伸幸委員 事業者がこれを当てはめる認可のための基準を、それぞれの園で整備するということなんですけど、それは市のほうで、その認可基準というのを、この条例に沿って考えられると思うんですけど、その辺は

どういう中身になっていますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 令和7年2月20日に提出をさせていただいておりますが、山陽小野田市乳児等通院支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に、人員配置ですとか、運用規程を、具体的に定めております。

奥良秀委員長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第100号山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは暫時休憩に入ります。

---

午前10時22分 休憩

---

---

午後1時45分 再開

---

奥良秀委員長 暫時休憩を解きまして委員会を再開いたします。ここで皆さんにお諮りしたいと思います。付議事項について、6、所管事務調査、現地視察について、7、閉会中の継続調査事項についてを追加したいと思います。御異議ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで追加させていただきます。その準備をさせていただきますのでここで暫時休憩に入ります。

---

午後 1 時 4 6 分 休憩

---

---

午後 1 時 5 5 分 再開

---

奥良秀委員長 それでは暫時休憩を解きまして委員会を再開いたします。6の現地視察に係る委員派遣についてお諮りします。所管事務調査として、民生福祉常任委員会所管部分の市内施設について調査するため、議長に対し、委員派遣承認要求をしたいと思いますが御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定しました。なお、委員派遣の人選は、民生福祉常任委員会の委員全員、日時及び場所は、令和8年1月16日、子育て総合支援センター（スマイルキッズ）、山陽小野田市斎場、環境衛生センター、浄化センターとしたいと思います。詳細な時間等は委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定いたしました。続きまして、7、閉会中の継続審査事項につきまして、お諮りしたいと思いますが、このように進めてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしということで、認めさせていただきます。それでは本日の民生福祉常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

---

午後 2 時 散会

---

令和7年（2025年）12月3日

民生福祉常任委員長 奥 良 秀